

平成20年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画(平成16～21年度)に基づく平成20年度計画を以下に示す。
(注：中期目標を四角(点線)で囲んで該当箇所に示している。また、各項目に付している番号は、中期目標・中期計画・年度計画一覧表の整理番号に対応している。)

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学生収容定員)

島根大学の平成20年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

1 学部段階では幅広い教養と基礎的な専門知識を身につけ、課題探求能力と問題解決能力を涵養するとともに、修士課程及び博士前期課程では応用力を養い、博士後期課程では専門分野の学問を修得させ、創造力及び応用力を養う。

(学士課程)

No. 1

(1)

- 多様できめ細かな教育を行うために授業の目的に応じて推進してきた少人数教育、セミナー形式による授業を継続実施する。
- 島根大学憲章に基づき、豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材を養成する教育を行うため、学生の多様性と現代的課題に対応して教養教育のカリキュラムを整備する。
 - ① 平成19年8月に報告した「島根大学における一年次教育の実態と教育改善に関する調査研究」に基づき、効果的な初年次教育プログラムを開発する初期段階として、平成20年度に、教育開発センターの教員を中心として、モデル授業という形で「スタートアップセミナー」を新規開講する。また、この「スタートアップセミナー」及び既に開講している「現代大学論—大学を知り、大学で学ぶ」と「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」を、初年次教育科目群として新規編成する。
 - ② 補習リメディアル教育の効果を高めるために、平成19年度から土曜日に集中開講している授業内容を充実させる。
 - ③ 人と社会、自然への理解を総合的に深めるため、大学論、職業論、環境、フィールド学習、ジェンダー、情報、国際理解等に関する新規科目を開設・継続発展させる。
 - ④ 平成19年度に検討した教養教育のカリキュラムの再編、開設科目の精選及び効率的な時間割編成について平成20年度から運用を開始するとともに、引き続き改善に取り組む。
- (2) 教育学部において、平成19年度に採択された「特色GP」事業を中核に、これまで実施してきた教育改善に関する点検・評価を行い、必要に応じて教育カリキュラムの改善を図る。

医学部において、医学英語におけるe-learning導入の検討を継続するとともに、医学科全学年を対象とした地域医療体験実習及び2年次を対象とした外来エスコート実習の充実を図る。また、医学科5年次学生を対象とした地域医療教育学講座が担当する地域医療実習の導入を検討する。看護学科において、看護学実習Webの改良と普及を図り、臨地実習教育の充実を図る。
- (3) ティーチング・アシスタント(TA)の全学研修会を、教育開発センターを中心に引き続き実施する。
- (4) 嘱託講師の精選、特任教授制度の活用、同窓生を含めて地域及び専門分野の教育支援者の活

用を継続実施する。

教育学部において、平成18年度に導入した「特任教授制度」をより充実させ、多様な専門分野における指導者の活用を図る。また、外部有識者によって構成されるサポート・マイスター制度を活用し、現代的教育課題等に関する特別講義を充実させる。

医学部において、地域医療教育の充実を図り、地域医療施設の教育支援者における臨床教授、臨床准教授、臨床講師等の充実を行う。

外国語教育センターにおいて、特別嘱託講師制度の充実に引き続き取り組む。

- (5) 外国語教育センターにおいて、習熟度別クラス編成を活かした効果的な英語教育を継続的に実施するほか、特に習熟度の低い学生を対象として、試行的に初年次教育の一環として「大学英語入門」を企画し、実施する。また、各学部の要望を踏まえて改編した英語教育プログラムを推進する。

No. 2

法文学部において、すでに策定済みの学部・学科のエッセンシャルミニマムに基づく教育カリキュラムを整備するために、初年次教育の成果と問題点を検討し、必要に応じて改善を図る。

教育学部において、「特色GP」事業を中核に、平成19年度に開発した「教師力」育成プログラムをさらに充実させ、「学生用プロフィールシート」及び「領域・専攻プロフィール」の改善を図る。

医学部看護学科において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、平成21年度からの実施に向けて、看護実践能力の育成に焦点を当てた新たなカリキュラムを作成する。

総合理工学部において、これまでに策定したエッセンシャルミニマムを点検し、必要に応じて見直す。

生物資源科学部において、エッセンシャルミニマム策定に基づき整備した教育カリキュラムを実施する。

No. 3

- 環境教育、フィールド学習教育等のカリキュラムの充実に引き続き取り組む。

No. 4

- 放送大学及び島根県立大学との単位互換制度を拡充し、カリキュラムを多様化させる。
- 「大学コンソーシアム山陰」を構成する大学と連携し、それぞれの海外研修科目を双方の学生が受講できる取組みを継続実施する。

No. 5

- 教育開発センターにおいて、総合理工学部及び生物資源科学部の JABEE 対応委員会との連携を強化し、JABEE 関連担当教員交流会を実施する。
- 総合理工学部において、JABEE の認定を取得した教育プログラムの質の向上を図るとともに、地球資源環境学科では JABEE の継続審査を申請し、材料プロセス工学科では新規の認定審査を申請する。

生物資源科学部において、JABEE の認定を取得した教育プログラムについて2年間の実績評価を行う。

(修士課程(博士前期課程))

No. 6

- 各研究科において大学院設置基準の改正を踏まえ、カリキュラム改革を進める。また、教育開発センターにおいて、大学院教育のFD活動の支援を行う。
- 人文社会科学研究科では、研究科の質の維持・向上を図るため講義担当教員の再審査を実施する。また、修士論文発表会を踏まえて、教員の学生指導の在り方について検討する。
- 教育学研究科は、高度専門職業人養成を目的とする教育プログラムの改善を進める。また、「教職大学院」の設置について、連合大学院の構想を含め引き続き検討する。

生物資源科学研究科において、改組に伴うシラバスの整備、充実(例えば、特別コースのシラバスの英語版を作成)を図る。

(博士課程 (博士後期課程))

No. 7

- 医学系研究科博士課程において、専門医養成プログラムの充実発展に向け医工連携コースと家庭医育成コースの設置を検討する。また、担当教員を対象としたFDを継続して行う。
- 総合理工学研究科博士後期課程において、成績評価基準、研究指導計画書、シラバスに基づく教育・研究指導の実質化をさらに進める。また、エッセンシャルミニマムの検討を継続して進めるとともに、医工連携教育プログラムを実施する。

2 それぞれの専門を活かして、自主的に進路を選択し、決定できる学生を育成する。

No. 8

- キャリアセンターと各学部・学科等との連携により、卒業後の進路に関する履修モデルを整備し、適切な履修指導を推進する。
- 教育学部においてサポートマイスター制度を活用した「面接道場」を、総合理工学部において学外者・卒業生による就職セミナーを、生物資源科学部において大学院進学セミナー及び就職セミナーを、それぞれ引き続き行う。

No. 9

- 教育開発センターにおいて、同窓会連合会及び各学部同窓会と連携し、平成19年度に新規開講した、卒業生による「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」を、初年次教育の一環として発展させる。
- キャリアセンターにおいて、2年生向けの「キャリアデザイン」を開講し、教養教育におけるキャリア教育を充実させる。

3 教育の成果・効果の検証を行い、改善に努める。

No. 10

- 教育開発センターにおいて、継続的に実施している教育の成果・効果の検証に基づき、法人評価部門（役員会の下に設置）及び認証評価部門（評価室の中に設置）と連携して、教育の課題を抽出し、その改善を図る。

No. 11

- 教育開発センター及び各学部等において、上記の検証結果に基づく授業科目の内容と担当体制の再検討を行い、開設科目の精選と適正な配置（年次配置と時間割上の配置）を進め、平成21年度のカリキュラムに反映させる。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1 大学の理念・目的に沿って、知的好奇心が旺盛で勉学意欲があり、目的意識が明確な学生を、多様な入学者選抜方法で受け入れるために、入試実施体制と入試組織を整備する。

No. 12

- 専任教員の採用に伴う規則改正によってセンター体制を整え、入学試験の企画、広報、実施、評価・改善に関するセンター機能を充実させる。
- 入試情報・データを調査・分析・評価し、引き続き入試の改善に取り組む。

No. 13

- 入試センターにおいて、引き続き入試選抜の改善に取り組む。
- 医学部医学科において、平成21年度から導入予定の緊急医師確保対策枠5名について、その選抜方法を具体化し、選抜を行う。
- 9月入学の実施に向けた調査研究を行う。

2 入学者選抜に関する評価を推進し、その改善に努める。

No. 14

- 平成20年度入試における志願者、合格者、入学者等に関するデータを検証し、選抜ごとの入試実施項目（選抜方法、科目、配点、問題内容、面接内容、採点評価基準、合否判定基準等）を点検して、必要に応じて選抜方法や募集人員等を見直し改善する。

No. 15

- 現役学生・社会人・留学生等を受入るための多様な入試を引き続き実施するとともに、これまでの入試の実施状況を検証し入学者選抜方法等の改善を図る。
- 教育学研究科では「短期履修コース(1年)」を設置し、これに合わせた特別選抜入試と入学前教育プログラムを導入する。
- 平成19年度に採択された科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点形成改革プログラム」を生物資源科学研究科で実施する。

3 教育目的・目標に即して教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供する。

No. 16

- 教育開発センター及び各学部等において、大学教育の理念・目的に沿って、個々の授業科目の連関を可視化し、カリキュラムの体系化に引き続き取り組む。

No. 17

- 教育開発センターにおいて、環境教育・キャリア教育・島根の人と自然に学ぶフィールド学習等をテーマとする教育プログラムを実施する。その成果を検証するとともに、プログラムの改善・開発に引き続き取り組む。

No. 18

- 教職課程運営協議会のもと、附属教師教育研究センターにおいて、全学教職科目の改善を図るとともに、教員免許更新制度への対応等（平成20年度における試行実施を含む）を進める。
- 教養教育のカリキュラム整備に合わせて、複合科目・学際領域科目の整備を引き続き進める。

4 社会・地域の多様なニーズに対応した教育システムを整え、グローバルな視点から社会にコミットできる学生を育成する。

No. 19

- キャリアセンターの授業科目「人と職業」や「キャリアデザイン」を開講し、引き続き学生のインターンシップへの参加を促す。
- インターンシップ受け入れ先企業の開拓をハローワーク、島根県経営者協会の協力を得て推進し、産業界との連携を深めて体験学習・指導を通じた学生のキャリア形成に活かす。
- 企業と大学就職担当者との情報交換の場である「企業との懇談会」を通して産業界のニーズ、要望を受け止め、引き続きキャリア教育・就職支援を実施する。

No. 20

- 地域の関係機関との連携や地域人材の活用によって、引き続き環境教育、フィールド学習、キャリア教育、島根の人と自然・歴史と文化に学ぶ教育、教員養成及び地域医療人育成等の教育内容の充実を図る。

No. 21

- 教育開発センターにおいて、環境教育、フィールド学習等により、活発に活動している学生団体を選定し、資金援助することによって、学生の自主的活動の企画・実践を促す。
- 引き続き、教育学部の「ビビット広場」（「1000 時間体験学修」における大学版子どもの居場所事業）など、各学部で実施している体験型、学生参加型授業等において、学生が自ら企画、実践するプログラムの充実を図る。

No. 22

- 「大学コンソーシアム山陰」を構成する大学と連携し、それぞれの海外研修科目を双方の学生

が受講できる取組みを引き続き実施する。

- 学生の自主的な海外研修・学習体験等を単位化する「海外研修・学習体験」科目を開設する。

No. 23

- 平成18年度に採択された特別教育研究経費（教育改革）事業「島根の人と自然に学ぶフィールド学習教育プログラムの構築－島根大学から世界が見える教育の展開－」（最終年度）を全学的に実施する。

5 教育の質を保証する厳格な成績評価を実施する。

No. 24

- 改正した「成績の評価に関する取扱要項」に基づき、嘱託講師を含む全教員がそれぞれ担当する、すべての授業科目の成績評価基準を、シラバスで明示する。

No. 25

- 「成績の評価に関する取扱要項」について、評価区分を「優、良、可、不可」の4区分から「秀、優、良、可、不可」の5区分に変更し、新しい学務情報システムと成績証明発行システムの運用を開始する。
- GPAの効果的な活用方法について、検討する。
- 法務研究科では、導入されたGPA基準に沿った成績評価を全学年で実施し、その評価を用いた教育水準の向上のための教育方法の改善、個別学生への指導・援助を行う。

No. 26

- 教養教育及び学部・大学院の専門教育の成績評価に関する情報提供システム及び不服申し立てシステムの改善を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1 大学の理念・目的に沿った教育を実現するために必要な教育体制及び教育支援体制を整える。

No. 28

- 特任教授制度、特別嘱託講師制度、臨床教授等の称号付与制度、幅広い教育支援者の活用を継続して進める。
- 学部、学科を超えた教育体制を引き続き進める。

No. 30

- 教育開発センターを中心に、学生による授業評価、環境教育、フィールド学習、TA制度、指導教員制度等に関する研修会やシンポジウム、教育改善のための学生座談会等を引き続き開催し、教育方法改善に取り組む。

2 外国語教育の企画・立案・実施体制を確立する。

No. 31

- 運営組織及び外国語教育プログラムの充実を図り、学生ニーズ・社会的ニーズに応える外国語教育を推進する。また、継続的に「ラーニングアドバイザー制度」を活用し、補習教育を含む授業外の学習指導を積極的に行う。

3 附属図書館は、教育・研究及び学習を支える知的情報を提供する。

No. 32

- 平成19年度に構築した学術論文利用システム（統合検索システム－ShimaneLINKS 及び e-Journals Access Page 連携）を推進し、教育研究及び学習活動におけるデータベース、電子ジャーナル、冊子体雑誌など学術雑誌情報の利用拡大を図る。

No. 33

- 附属図書館研究開発室の以下の4プロジェクトについて、所蔵貴重資料の調査、データベース化、企画展示、講演会、授業等での利活用に取り組む。（1）貴重資料：歴史・地理系プロジェ

クト(2)貴重資料：国書・文学・語学系プロジェクト(3)ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)プロジェクト(4)大森文庫，西東文庫プロジェクト

- 寄贈・寄託或いは調査研究，整理を依頼された古文書等については，資料電子化等の協力，支援を行う。
- 未入力の研究室貸出資料と書庫内未遡及資料の遡及入力を継続して行う。

4 情報ネットワーク等を含む教育環境を整備する。

No. 34

- 学内ネットワークのセキュリティ確保のため，主として学生が利用する約1,500の情報コンセント，無線LANアクセスポイントを対象とするネットワーク検疫システムの運用に取り組む。
- 医学部では，地域医療病院・健康福祉施設実習における医学・看護学統合型地域医療教育遠隔支援 e-learning の実施に取り組む。

No. 36

- 教育設備の整備マスタープランに沿って，設備・備品等の整備を進める。

No. 37

- 外国語能力向上のための e-learning のコンテンツ，図書，マルチメディア教材の整備を進め，自学自習のための教育環境の改善に引き続き取り組む。

5 教育活動の評価システムを確立する。

No. 38

- 教員の教育活動に関するデータ及び本学の教育活動に関する組織データの収集を継続し，平成21年度受審予定の大学機関別認証評価に備え全学の自己点検評価を実施する。

No. 39

- 教育開発センターを中心に，学生による授業評価を継続実施し，その分析結果を授業改善に活用する。また，授業評価アンケートプロジェクトチームを中心に，各学部等における授業評価結果の検討報告を引き続き行う。
- 「教員の教育表彰に関する取扱要項」及び「教養教育領域における教員の教育表彰に関する運用方針」に基づき，学生による授業評価の結果を活用して，「島根大学優良教育実践表彰」を引き続き行う。
- 法務研究科では，教育評価システムである院生による中間・期末の授業評価結果の公表及び同評価を踏まえた教員の意見・教育改善の公表を継続し，これを踏まえた半期ごとの院生・教員間での意見交換会を実施する。教育評価結果・改善は文書で教員，院生に配布し可視化する。

6 社会の要請を踏まえ，学部及び大学院の新設・改編・充実を行う。

No. 40

- 平成20年度から医学系研究科博士課程の従来の3専攻を廃止し，医科学専攻の1専攻とし，研究者育成コース，高度臨床医育成コース及び腫瘍専門医育成コースの充実を図るとともに，がんプロフェッショナル養成プランを腫瘍専門医育成コースと関連付けて展開し，がん医療に携わる人材の育成を進展させる。

また，総合理工学研究科博士後期課程と連携した医工連携教育プログラムを実施する。

No. 41

- 生物資源科学研究科を改組し，理系・文系が融合した大学院として平成20年度に「地域産業人育成コース」を設置する。
- 「地域創造研究推進機構(仮称)」については，引き続き設置を検討する。

No. 42

- 連合大学院農学研究科を維持するため，引き続き連絡・調整を密にする。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1 学生の学習支援体制を強化する。

No. 43

- カリキュラム整備に合わせて、引き続き各学部・学科（課程）・コースにおいて、系統だった学習が可能な複数の履修推奨モデルを提示し、きめ細やかな履修指導を行う。

No. 44

- 引き続きオフィスアワー制度及び指導教員制度の充実を図るため、シラバス上でのオフィスアワーの明示を徹底し、指導教員制度に関する研修会を実施する。

No. 46

- 学生支援課，指導教員，保健管理センターの連携による支援体制を引き続き行う。
- 特別な支援を必要とする学生のニーズ等を把握し、学生の視点に立った学習環境を点検・整備する。

2 課外活動及びボランティア活動の支援体制を整備する。

No. 47

- 全課外活動サークル対象研修会を引き続き実施する。
- 平成19年度に採択された「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」を平成20年度入学生から実施する。
- 課外活動サークルが活動しやすい環境作りのための設備・器具・用具等の整備を引き続き行う。

3 学生の生活支援体制を強化する。

No. 48

- 「学生生活満足度調査」調査結果を踏まえ、引き続き学生生活の支援策を行う。
- サークル研修会等において学生生活状況の把握に努め学生の意見を反映させた学生生活支援を引き続き行う。

No. 49

- 常勤カウンセラーを中心に新入学生に対しグループワークを行い、不登校を未然に防ぐ手だてとする。
- 「電子カルテシステム」を有効利用し、指導教員，保健管理センター医師，学生相談担当者が連携し引き続きメンタルケアを行う。

No. 50

- セクシャル・ハラスメント相談員，保健管理センター相談員，学生支援課相談員の連携を図り、学生に対するあらゆるハラスメントへの対応に引き続き取り組む。
- 学生の悩みやハラスメント等に関するテーマで教職員に対する研修会を引き続き実施する。

No. 51

- 相談体制を充実させるため、引き続き定期的に学生相談担当者連絡会を開催する。
- 学生からのメール相談，意見箱の設置を引き続き実施する。

No. 52

- 入学生の保護者に対して、カルト集団からの勧誘・対策等についての情報提供を引き続き行う。
- 各学部において保護者と教員との面談，意見交換会等を引き続き開催する。

No. 53

- 島根大学生生活協同組合との連携を図り、学生食堂の設備・機器の更新を引き続き行う。
- 学生と職員が一体となり学内環境整備（運動場・体育館等の課外活動施設の草刈り・ゴミ拾い・清掃）を引き続き実施する。

No. 54

- 松江キャンパスにおいて、学内保育関連施設等の整備を検討し、可能な部分から実施する。

No. 55

- 島根大学独自の奨学金制度の創設を行うため、島根大学支援基金への寄附募集を学内外に引き続き行う。

No. 56

- 図書館業務、福利厚生施設の運営等への学生アルバイトの活用を引き続き図る。また、新入生に対する生活支援を行う、在学生による「学生サポートチーム」を立ち上げ、謝金等の支援を行う。

No. 57

- 「4大学（島根大、山口大、愛媛大、高知大）間学生交流自主的・実践的研究プロジェクト」に対して調査活動費、研修旅費等の支援を引き続き行う。
- 大学院学生の学会発表の旅費等を補助する制度の運用を開始する。

4 学生の就職支援体制を強化する。

No. 58

- 学生の就職等に関するガイダンス、個別相談等を引き続き実施する。

No. 59

- 既卒者に対してメール、電話による就職支援を引き続き実施するほか、ホームページを活用した求人情報を平成20年度から提供する。

5 留学生の生活支援体制を強化する。

No. 60

- 国際交流センター留学生交流部門を中心に、留学生の諸相談に応じ、各部局及び各センターと連携して、必要な修学指導・生活指導を引き続き行う。

No. 61

- 国際交流センターにおいて、多言語による情報発信の一環として、学内インフォメーションの多言語化を引き続き推進する。また、国際交流センターホームページのコンテンツの充実化と多言語による情報提供を引き続き推進する。

No. 62

- 留学生後援会の寄附金を有効活用し、留学生への経済的支援を引き続き行うとともに、島根県留学生等交流推進協議会など関連団体に新規の奨学金の創設についての依頼を引き続き行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1 地域における知の拠点として、社会の要求に応えられる多様な学問分野を育成するとともに、特色ある研究を強化し、国際的に評価される研究拠点を構築する。

No. 63

- 平成19年度に最終年度を迎えた4件の重点研究プロジェクトについて、その成果を十分に検証し、本学の特色ある研究として推進すべきテーマを選定して、平成20年度からの第2期プロジェクトとして実施するとともに、引き続き産学官連携研究の推進を図る。

No. 64

- 地域再生及び地域の知の拠点形成の視点から、島根県等と協議して立ち上げた連携融合プロジェクト及び第2期重点研究プロジェクトの医理工連携プロジェクトを推進する。

2 研究成果を学内研究者で共有するとともに、積極的に社会に還元する。

No. 65

- 引き続き研究者情報を、一層充実させる。

No. 67

- 既に整備している知財ポリシー、知的財産・特許取得に関わる諸規則について、見直しを検討する。

No. 68

- STORE (JST)及び特許流通DB (INPIT)に、特許情報を掲載し効率的な活用を図る。

3 国内外のトップレベルの水準として評価される研究を維持・創出することを目指す。

No. 69

- 研究戦略会議において策定した、第2期重点研究プロジェクト等を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1 研究体制を整え、研究目的・目標の達成に結びつける。

No. 72

- 平成20年度から見直した第2期重点研究プロジェクトに、重点的に研究費の配分を行う。

2 研究目的と規模に応じて、適切な研究支援体制と研究環境を整備する。

No. 74

- 平成19年度に制定した、「サバティカル研修」制度の円滑な運用を図る。

3 研究活動等の状況や問題点を把握し、研究の質の向上及び改善を図るための評価システムを整備する。

No. 77

- 教員の研究活動に関するデータ及び本学の研究活動に関する組織データの収集を継続するとともに、定量的な組織データについては、ベンチマーク(前年度との比較等)を設定し、評価システムについて検証を行う。

No. 78

- 「島根大学共用スペース運用要領(平成19年9月20日学長決裁)に基づき、全学的な改修工事終了後、全学共有スペースの活用方法を検討する。

No. 79

- 引き続き研究表彰制度による表彰を実施するとともに、受賞者による公開特別講演会を地域住民も対象に加え開催する。

4 組織の改組転換を含め、教育機能、研究機能を再検討し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

No. 80

- 複合・融合領域の研究プロジェクトとして、プロジェクト研究推進機構での第2期重点研究プロジェクトを推進する。

No. 81

- 総合情報処理センターとしての教育研究体制を充実させるため、外部の人材や外部資金の導入を進める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1 「地域とともに歩む大学」として、生涯学習社会に対応した社会貢献の推進、地域産業界・地方公共団体との連携を強化し、学内外の研究組織・機関との連携・協力を図る。

No. 82

- 生涯学習教育研究センターを中心に、学部横断的な大学公開講座及び市民大学等との連携講座を引き続き開設する。

No. 83

- 「島根大学生涯学習教育研究センターと島根県教育委員会との生涯学習推進のための連携・協力に関する協議会」における協議に基づき、生涯学習指導者研修事業を引き続き推進する。

No. 84

- 教育開発センターにおいて、生涯学習教育研究センター主催の「島根大学公開授業」の実施に引き続き協力する。
- 教育開発センターを中心に、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」を実施する。
- 学校教育法の改正による特別の課程として、団塊の世代等を対象とする「社会人特別コース(仮称)」の設置を検討する。

No. 85

- 大学の学習・情報拠点、相談窓口などの機能を有した、住民が利用しやすいサテライト・キャンパスの設置を引き続き検討する。

No. 86

- 地域の中小企業と大学との連携を促進するため、国民生活金融公庫、商工中金及び山陰合同銀行グループと締結した協定等を活用し、引き続き地域産業の活性化に資する。

No. 87

- 引き続きリエゾン活動を推進するとともに、島根県のコーディネータと協議し、平成20年度以降の新たな連携融合プロジェクトとして、都市エリアプロジェクト計画を進め、共同研究の増加を図る。

No. 88

- 試行的に実施したポスドク派遣についての検証を行うとともに、引き続き制度を検討する。

No. 89

- 平成20年度の広報・広聴活動計画に基づき、地域住民・企業・地方公共団体等に対する広報・広聴活動の強化を図る。
- 上記の趣旨の一環として、島根県経済団体との懇談会を引き続き実施する。

No. 90

- 国際交流部門の事業は継続して行うほか、加盟公立大学の統合・法人化への対応、更に地域との連携を視野に入れた、新たな「大学コンソーシアム山陰」のあり方を検討する。

No. 91

- 従前から実施してきたコホート研究の成果が、平成20年度の文部科学省の政策課題対応経費「住民参加による生活習慣病の予知予防研究ネットワークの構築」として採択されたことを受け「疾病予知予防研究拠点」を設置し、生活習慣病の予防研究を更に推進する。

No. 92

- 医学部市民生涯学習支援室を中心に、地域住民へ公開講座等の開催をホームページにより紹介するとともに各年度の実績も掲載し、学外へ情報発信を行う。

2 独自の国際貢献に関する目標を明確にし、推進する。

No. 93

- 島根大学アクションプランに沿った国際交流戦略に基づき、国際貢献や内なる国際化に関する役割などを学部や各センターごとに明確化し、国際交流の進展を推進する。

3 外国人留学生の積極的な受入を図るとともに、受入体制の整備を推進する。

No. 94

- No.62 に記載の年度計画に併せ、留学生実態調査結果による留学生の要望事項である経済的支援に対して、奨学金の公募情報の周知、チューター、T A、R Aへの採用、通訳や語学講師などのアルバイト斡旋を通じた生活支援を行う。

No. 95

- 国際交流センターと外国語教育センターの連携による日本語補講や日本文化研修事業、日本語能力試験への受験支援を引き続き実施するほか、留学生実態調査結果による留学生の困窮度が高い日本語レポートの書き方指導を行う。

No. 96

- 国際交流センターにおいて、引き続き帰国留学生ネットワーク作りに取り組む。

No. 97

- 日本学生支援機構が主催する留学フェア等に継続して参加し、積極的な広報活動を引き続き実施するとともにコンテンツの充実化を図る。

No. 98

- 自治体との連携を保ちながら、国際理解を深めるため地域住民との交流による各種体験プログラムを引き続き実施する。

4 海外の大学・研究機関等との連携・交流を推進するとともに国際共同研究を推進する。

No. 99

- 協定の更新や新規の協定締結時の審査制度を機能させ、交流協定校の選択と集中を図り、実効的な国際交流を推進する。

No. 100

- 国際交流プロジェクト実施に関して必要な研修を引き続き実施する。

No. 101

- 国際交流センター学術交流部門を中心に、国際交流に関する情報収集を行い、教職員に対する情報提供を強化するとともに、国際交流プロジェクトを継続して支援する。

5 外国人研究者の受入体制を整備する。

No. 102

- 島根大学国際交流事業基金等を活用し、外国人研究者の招聘経費の援助を引き続き行う。

No. 103

- 重点プロジェクト研究に関連した外国人研究者を、引き続き期限を付して招聘し、学術研究交流を推進する。

6 海外先進教育研究実践支援プログラム等、教職員の海外派遣体制を整備する。

No. 104

- 島根大学国際交流事業基金等を活用した教職員の海外派遣プログラムを引き続き推進する。

No. 106

- 国際交流センター学術交流部門が中心となって、外部機関の国際交流データベースへの登録推奨を引き続き行うほか、本学独自の国際交流データベースを活用して国際交流、国際貢献を推進する。

7 学生の海外派遣を推進する。

No. 108

- 国際交流センターと外国語教育センターが連携して、入学間もない時期から海外留学に関する情報提供や留学生との交流会を引き続き実施するとともに、教養教育の展開科目「国際理解」のジャンルで異文化理解を深める講義を提供する。

No. 110

- 留学生を活用した派遣留学説明会等を引き続き開催するほか、海外留学を経験した学生で構成したサークル（GOHG）と国際交流センターが連携して留学情報を提供する。

No. 111

- 国際交流センター学生交流部門が中心となって、私費留学を希望する学生に対し、海外留学における安全管理指導を行うほか日本学生支援機構からの情報提供や、留学資金の各種貸付情報を提供する。

8 附属図書館は地域社会との連携及び国際化への対応を推進する。

No. 112

- 島根県立図書館及び松江市立図書館との相互協力協定に基づき、相互貸借、合同企画展示・講演会等を引き続き推進する。

No. 113

- 島根大学学術情報リポジトリに継続的な入力依頼を行うとともに、収集範囲の拡大を行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1 専門医療体制を整備し推進する。

No. 114

- 都道府県がん診療連携拠点病院として、次の機能充実を図る。
 - ① 地域がん診療連携拠点病院で、専門的ながん医療を行う医師等医療関係者を対象に専門医療研修・教育を実施する。
 - ② 県内の地域がん診療連携拠点病院等に対して、情報提供、症例相談など診療支援体制の充実を図る。
 - ③ がん患者データ登録の推進と分析等を行うとともに、科学的根拠に基づいた治療を推進する。
- 腫瘍センターにおいて、各診療科間の連携を図り、集学的治療の推進と、がんに関する診療、研究部門の機能拡充を図る。
- 「医療相談支援室」に、放射線治療コーディネーターを配置し、がん患者への相談支援体制を強化する。

No. 115

- 地域の行政機関等と行った共同研究で得た解析データ等を基に、医療機関及び地域行政機関等と連携しメタボリックシンドローム対策を推進する。
- 臨床栄養部、認定看護師を中心に、専門領域の診療科及び栄養サポートチーム等により構築した診療と栄養管理・指導体制を活用し、メタボリックシンドローム対策を推進する。

No. 116

- 診療科を専門分野別に再編を行ったことについて、その評価・検証を行い、効率的かつ質の高い医療を提供出来るよう、より一層の充実を図る。
- 附属病院の再開発計画に基づき、集学的・横断的診療に向けた医師の流動的配置について、検討を開始する。
- 認定看護師、専門看護師資格認定のための研修費用補助金を今年度から3名に支給し、看護師のキャリアアップ支援体制を明確にして看護師の定着を促進する。

No. 117

- 血液浄化治療部において、治療スタッフの充実と透析機器の整備充実を図り、より質の高い医

療の提供を図る。

2 地域社会に還元できる先端医療を導入する。

No. 118

- 治験管理センターの関係各室の整備拡充と、治験受入れ体制及び実施体制について整備・充実を図る。
- CRC（治験コーディネーター）外来を中心に、治験担当医師及びコメディカルスタッフによる組織的な連携体制の充実を図る。

No. 119

- 地域医療機関の指導的役割を有する病院として、継続的に高度先進医療の実践を図る。
- 産学間の連携及び共同研究の推進並びに大型医療機器等の整備充実を行い、先端治療技術等の研究・開発を進める。

No. 120

- 各診療科において進めている移植・再生医療の充実と安全な実施を図るため、腫瘍センター内の再生医療・移植センター機能について体制の整備・充実を図る。

3 人間性豊かな思いやりのある医療人を育成する。

No. 121

- 地域医療人育成を推進するため「地域医療教育センター（仮称）」を設置する。
- 病院の医学教育・研究を推進するため「病院医学教育センター（仮称）」を設置し、医療安全管理・教育と病院医学教育研究の統合を図る。
- 医療人育成を推進するため「内視鏡手術トレーニングセンター」を設置し、実践的教育を行う。

No. 122

- 卒後臨床研修センターと地域医療人育成を推進する「地域医療教育センター（仮称）」を中心に、県内の医療機関及び他大学との間で連携強化を図り、研修医の相互交流を踏まえた、卒後臨床研修の効率的な効果を上げる。
- 文部科学省の地域連携型高度医療人養成推進事業に申請し、県域を越えた地域医療連携の充実とシステム構築を検討する。
- 研修医の効率的な研修教育及び定着化を図るため、卒後臨床研修センターと本院の診療科等との連携体制強化を図る。
- 島根県から研修医等定着特別対策事業の受託を受け、卒後臨床研修センター事業の拡充を図る。

4 患者中心の全人的医療を実践し、安全の確保を図る。

No. 123

- 情報公開について、本院のホームページや診療案内で医療業績等を含めた医療情報を公開する等、引き続き診療情報を積極的に発信する。
- ケーブルビジョンを利用した健康講座及び地域住民を対象に定期的に行っている健康教育講演会等により、一般社会に向けた医学情報の公開、普及を図る。
- 本院の患者情報を含む個人情報について、プライバシーマーク制度の趣旨に沿って、的確な情報管理を図る。

No. 124

- 継続的な医療安全研修会の企画を進める。
- 病院運営委員会とリスクマネージャー会議等を通じて、医療安全情報を各部署に周知する体制を構築する。
- 病院内各部署の物品の配置を統一化して、研修医にも馴染みやすくすることを通じて安全の向上を図る。
- 「病院医学教育センター（仮称）」を設置し、医療安全等教育・研修の強化を図る。

No. 125

- 県内関連医療機関等との間で設置された会議等を積極的に活用し、地域医療機関等との相互理解・協力体制を推進する。
- 地域医療情報ネットワークシステムを活用した、患者サービスの強化と充実を図る。
- 地域医療連携センターのMSW（メディカルソーシャルワーカー）機能を強化し、地域医療機関と連携し患者支援等のサービスの充実を図る。

5 管理運営体制を強化し、経営を改善する。

No. 126

- 経営企画戦略会議を中心とした効率的な運営体制のもと、外部有識者を加えた附属病院経営懇談会の意見を参考に、より一層の経営改善を行う。

No. 127

- 外部委託業務の検証を行い、効率的な患者サービスに向けた検討・改善を進める。
- 医療情報システム等を活用し、地域医療機関等との連携を強化し、患者サービスの充実を図る。
- 入院患者やその家族の慰安を目的に、病院内コンサート等の催し物を定期的に企画する。

No. 128

- 医療材料管理室を基とした、院内物流中央管理システム（SPD）の活用と検証を行い、医療材料のより効率的な管理体制を推進する。
- 各種経費の削減を行うため、医薬品・医療材料等の購入内容を再点検し、後発品医薬品の採用や安価な製品への切替等を図る。
- 購入契約前後の市場調査や価格交渉を強化し、診療経費削減を図る。
- 医療材料購入費削減に向け、島根県内主要病院（8施設）との相互協力について具体的な検討を行う。
- 老朽化した医療機器の計画的な更新を実施する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1 幼児・児童・生徒に確かな基礎学力と「自ら学び、自ら考える力」を育む附属学校を創る。

No. 129

- 「幼、小、中一貫教育」の本格実施に合わせ、少人数教育実現の観点から、幼稚園20人、小学校30人、中学校35人学級を年次進行により実現する。また、附属学校全体を統括する専任校長制の採用、主幹教諭等の新たな職制の導入等学校経営改善を図る。

No. 133

- 「幼、小、中一貫教育」に対応した入試における問題点、課題等を分析し、平成21年度実施に向けた改善を図る。

2 教育学部とともに歩み、教員養成学部を支える新たな教育観・教職観に満ちた附属学校を創る。

No. 134

- 教育学研究科の改組に合わせ、大学院生を対象とする「教育実習プログラム」の開発及び試行的導入を行う。

No. 135

- 特別支援教育体験及び附属学校・園の児童・生徒を対象とした学生の体験学修について、多様なプログラムを開発・実施する。

No. 136

- 「教育臨床研究」の成果を踏まえ、平成20年度に実施する大学院の改組によって新設する科目（「学校教育実践研究」及び「教科内容構成実践研究」等）の内容及び教育方法等を確定する。

3 地域に開かれ、地域を育み地域に育まれる附属学校を創る。

No. 137

- 「幼、小、中一貫教育」の本格実施に合わせ、少人数教育実現の観点から、幼稚園20人、小学校30人、中学校35人学級を年次進行により実現する。また、附属学校全体を統括する専任校長制の採用、主幹教諭等の新たな職制の導入等学校経営改善を図る。

No. 138

- これまでの県教育委員会等との連携協力にかかる成果や問題点について検証するとともに、平成20年度からの大学院の改組に伴う現職教員1年短期履修コースでの教育も考慮し、必要に応じて現職教育プログラムの改善を図る。

4 21世紀の教育を実践するに相応しい附属学校の組織及び施設設備を創る。

No. 142

- これまでの施設利用計画の実施に伴う問題点や課題等を分析・整理し、必要に応じて改善を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な支持と創意工夫を結集して、総合大学としての自立かつ機動的な大学運営を行う。

No. 145

- 役員会のもとに設置した法人評価部門において、中期目標期間における計画の達成状況を引き続き検証する。
- 引き続き教職員の個人評価を実施し、教職員の諸活動の資質の向上を図る。

No. 146

- 公的研究費等の不正使用の防止に関する管理体制を検証するとともに、同研究費の会計処理について監査する。
- 監査結果に基づき提示した検討を要する事項について、当該部局等において、いかなる措置が行われたか追跡調査をする。

No. 147

- 学長のリーダーシップを補佐する観点から、機動的な大学運営に必要な企画を提案する。
- 平成20年度末までに、「島根大学憲章を推進するためのアクションプラン」実現に向けたロードマップを策定する。

2 教員と事務職員等が一体となり、共同して業務運営が行える体制を整備、強化する。

No. 149

- 教員と事務職員が一体となって計画立案・執行に参画する場を引き続き広げる。

No. 150

- 図書館業務、福利厚生施設の運営等への学生アルバイト活用を引き続き促進する。
- 平成19年度に採択された学生支援GPによって結成した、在学生による「学生サポート・チーム」を大学事業に参加させる。

3 法人の持つ学内資源(資産、財源、人員等)を、全学的な視点に立って戦略的に運用し、法人全体の個性ある魅力的な大学を創造する。

No. 151

- 「島根大学における大学評価に関する基本方針」を踏まえ、引き続き評価結果に基づき予算配

分を行う。

No. 152

- 評価に基づく「評価（競争的）経費」及び「政策的経費」の配分を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1 組織の改組転換を含め、教育機能、研究機能を再検討し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

No. 155

(法務研究科)

- 4年間の活動を自己点検評価し、法科大学院に係る認証評価機関（財団法人日弁連法務研究財団）の評価を受ける。

(法文学部)

- 人文科学研究科では、研究科担当教員の再審査を実施するとともに修論発表会の充実を図るなど平成16年度以降の制度改革の実体化を推進する。併せて、優れた学生を安定的に確保するために、入試方法を検討する。
- 法文学部では、社会文化学科福祉社会コース教員の増員を実現させ（平成20年4月に教育学部から1名異動して来る予定）、同コースの一層の充実を図る。また、平成19年度に実施した学生アンケート等に基づいて改組後の総括を進め、次期中期目標・中期計画の立案に向けた検討を開始する。

No. 156

(教育学部)

- 平成19年度に採択された「特色GP」事業をさらに充実させることを通して、学士課程における教員養成教育の「島根モデル」の構築を図る。その際、高度専門職としての学校教員に求められる教育的実践力を「教職志願者に求められる教師力」として明示する。
- 平成19年度に設置した学部附属施設、「教師教育研究センター」の機能を充実させ、「開放制教職課程」を含む総合大学における教員養成のあり方について組織的に検討する。
- 教育学研究科の改組初年度にあたり、大学院の組織、教育内容・方法等のすべての領域にわたる改善計画を実施する。

No. 157

(医学部)

- 平成20年度に、がんプロフェッショナル養成プランと連動した、鳥取大、広島大との大学院コンソーシアム体制を確立する。重点研究プロジェクトの実績を基礎として、グローバルCOE採択へ向けて、博士課程に医工連携に関する科目を設け、コース設置を構築する。
また、専門性の高い総合医・家庭医の育成を目指す総合医養成コースを大学院博士課程の中に組み込むための検討を行う。
- 医学系研究科医科学専攻修士課程に医療人支援管理学コース（仮称）の設置を検討する。
- 附属病院に地域医療教育センターを島根県との連携により開設し、県内医療機関で働く医療職の再教育とスキルアップに責任をもつ部署を開設する。

No. 158

(総合理工学部)

- 物質科学科物理分野は、平成19年度のJABEE審査の結果を受けて、引き続き教育プログラムの改善を行うとともに、外部委員を加えた、教育プログラム自体の点検をする仕組みを作る。
- 物質科学科化学分野は、継続的に実施している教育プログラムの見直しや改善活動に加え、平成19年度のJABEE受審結果に基づいた改善を行う。
- 地球資源環境学科は、平成20年度にJABEE継続審査を申請するとともに、それに対応するように教育改善を行う。
- 数理・情報システム学科情報分野は、前年度に引き続き、平成16年度受審結果及び18年度

中間審査結果に基づく改善事項を含めた継続的改善を実施する。

- 電子制御システム工学科は、平成17年度 JABEE 受審結果及び平成19年度 JABEE 中間審査結果に基づき、継続的な教育改善を実施する。
- 材料プロセス工学科は、平成19年度に実施した指導員派遣によるコンサルタント及び外部評価等に基づき、教育プログラムの改善を行うとともに、JABEE 受審を実施する。

(生物資源科学部)

- 生物資源科学研究科の改組初年度にあたり、組織、教育内容、教育方法等について学部との整合性を検証する。また、附属生物資源教育センター森林科学部門及び農業生産科学部門における教育・研究及び事業のあり方について、中長期的な計画策定に着手する。

No. 159

(外国語教育センター)

- 継続的に現代的ニーズに応える外国語教育を推進しつつ、「島根大学憲章を推進するためのアクションプラン」に盛り込まれた外国語教育の課題解決に向けて、第二期中期目標・中期計画を視野に入れながら総合的な外国語教育改革案を策定する。

(教育開発センター)

- センターを中心に教育改革に対する課題意識を全学的に共有できる活動を進め、大学教育の企画・実施・評価、ファカルティ・ディベロップメント (FD) の計画・実施、教育の成果・効果の検証・評価等を引き続き推進する。

(国際交流センター)

- 「国際交流戦略」に基づいた諸活動を推進する。

(総合企画室)

- 学長のリーダーシップを補佐する観点から、機動的な大学運営に必要な企画を提案する。
- 「島根大学憲章を推進するためのアクションプラン」の実現のため、ロードマップ策定のための指針を示すとともに、策定過程において部局間等の調整を行う。

(評価室)

- 平成18年度から全学一斉入力を開始した教員の活動データ及び大学情報基礎データ(組織データ)の収集を継続するとともに、必要に応じて大学評価情報データシステムの改善を行う。

(入試センター)

- 入学試験の企画、広報、実施、評価・改善に引き続き取り組む。

(キャリアセンター)

- 学生への就職支援が適切に効率よく行われるよう、施設環境を改善・整備する。
- 就職の開拓、就職相談・就職ガイダンス・キャリア教育の企画・実施、就職情報の整理・活用等に引き続き取り組む。

(産学連携センター)

- 産学連携センターに整備した連携企画推進部門のリエゾン機能を活用し引き続き共同研究を推進する。
- 産学連携センターの4部門が教育研究の進展・社会的要請への柔軟な対応ができていくか引き続き検証する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1 教員の活動に対する一元的に管理された多面的評価システムを構築する。

No. 161

- 平成19年度に本格実施した教員個人評価の結果を踏まえ、全学の教員個人評価基準、実施方法等について必要に応じて改善を行う。

2 教育研究を一層活性化させるために、教員の流動性を向上させるとともに、有能で多様な人材の登用を推進する。

No. 166

- 任期制を導入していない部局については、教員の流動性を向上させるための具体的な方策を引き続き検討する。

No. 167

- 各研究領域における女性教員の占める割合について本学の状況に応じた適正な数値目標を設定する。
- 外国人教員の比率を高めるため、本学に外国人教員を受け入れやすい制度の導入について検討する。

3 事務職員の専門性等の向上のため、必要な研修機会を確保するとともに、他大学等との人事交流に配慮する。

No. 168

- 専門的研修を企画・経営、財務・会計、病院マネジメント、人事・労務等の体系別により専門制の高い研修の実施・派遣について工夫し、受講させる。

No. 169

- 山陰地区、島根地区については交流協定に基づきこれまでどおり定期的・計画的人事交流を推進する。また、交流の範囲を中国地区内及びその他の地域まで広げた人事交流を計画的に引き続き、推進する。

4 教職員の処遇に本人の業績を適切に反映させる。

No. 170

- 大学教員以外の職員の個人評価結果を利用した処遇への反映を引き続き検討する。

No. 171

- 特定の研究分野について任期を付した教員に係る給与体系について年俸制を検討する。

No. 172

- 専門的な資格・能力を踏まえて、自薦を含む推薦制による学内登用制度を引き続き検討する。

5 教職員の人権意識、職場倫理及び社会的信頼をより一層向上させる。

No. 173

- 本学職員のモラル向上と法令順守のための研修、講演等を引き続き実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1 各種事務の集中化・電算化等により、事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、事務組織・職員配置の再編、合理化を進める。

No. 178

- 学内 LAN を利用した事務処理が可能な業務について、処理方法の見直しを含めて引き続き検討を行い、可能なものから実現させる。

No. 179

- 事務機構改革 3ヶ年計画（18年度～20年度）に基づき、平成18年度に実施した事務組織再編の検証及び平成19年度に策定した「島根大学憲章を推進するためのアクションプラン」を踏まえて、法人の理念・目的に照らした事務組織・職員配置の見直しを行う。

No. 181

- 物品の共同購入について、鳥取大学と検討を行い可能なものから実施する。
- 複数年契約の拡大(契約開始時期の分散を含む。)を更に計画的に推進するとともに、契約金額の低減及び契約事務の平準化を図る。

No. 182

- コストパフォーマンス、法人業務の重点化・合理化・効率化等の観点から、業務改善・外部委託の検討を継続し、可能なものから順次実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1 科学研究費補助金等外部研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、活用するための組織的な取り組みを行う。

No. 183

- 「科学研究費補助金獲得向上のための取扱いに関する基本方針」により、制定したインセンティブ及びペナルティ制度並びにアドバイザー制度を活用するとともに、事前調査やセミナーを実施し、研究に対するモチベーションの維持向上を図り、科学研究費補助金の増加を図る。
- 外部資金導入啓発活動による説明会を引き続き実施し、外部資金の増加を図る。

No. 184

- 平成19年度に確立した申請アドバイザー制度を活用し、申請者からの相談に適切に対応する。

No. 185

- 「外部資金獲得マニュアル（受託等）」により啓発活動を引き続き行う。

No. 186

- 島根大学支援基金の募金を学内外に引き続き行う。

2 収入を伴う事業の実施により、自己収入の拡充に努める。

No. 187

- 公開講座と公開授業の開講数の増加を図るとともに、その一部を近隣市町村の市民大学などの連携講座として実施し、講座事業の収益増加を図る。また、国・地方自治体、民間教育関係団体からの地方における地域再生・人材育成に係る委託研究事業を積極的に受け入れ、収入事業の拡充を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1 管理的経費の抑制を図る。

No. 188

- 予算配分において引き続き管理的経費を1%削減する。
- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、引き続き平成17年度人件費予算相当額の概ね1%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1 資産の効率的活用を図る。

No. 189

- 引き続き資産の適切かつ効率的な運用を図る。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1 評価の効率性・適切性・透明性の向上，評価手法の改善に努める。

No. 191

- 平成18年度から全学一斉入力を開始した教員の活動データ及び大学情報基礎データ(組織データ)の収集を継続し，大学評価システムについて必要な改善を図る。

2 自己点検・評価を積極的に行うとともに，第三者評価を厳正に受けとめ，評価結果を大学運営の改善に十分に反映させる。

No. 192

- 「大学機関別認証評価」に向けた全学の自己点検評価を実施し平成21年度受審への準備を行うとともに，国立大学法人としての自己点検評価を踏まえ次期中期目標・計画立案の準備を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1 教育研究活動の状況等大学に関する情報提供の充実を図る。

No. 193

- 広報プランに基づく，平成20年度の広報・広聴活動計画により，広報・広聴活動を実施する。

No. 194

- 学生参加の広報プロジェクトとして，学生とともに作成する広報誌「be」を学生視点の学生向け大学紹介誌として引き続き発行する。

No. 195

- 平成18年度から全学一斉入力を開始した教員の活動データの入力を推進するとともに，必要に応じて大学評価情報データベースシステムの改善を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1 施設・校地の点検・評価に基づき，教育研究スペースの適正化・活性化を図り，長期的な施設整備の構想を立案し，計画的な整備と管理を行う。

No. 197

- 各学部の施設検討委員会において，施設整備事業の計画及び整備実施後のスペースについて，評価するシステムを構築し，施設の有効活用を図る。
- 出雲キャンパスについては，病院再開発計画と整合させながら，医学部施設検討委員会でマスタープランの原案を20年度末までに作成する。

No. 198

- 「教室現代化年次計画」に沿って，平成20年度教室整備計画を実施する。

No. 199

- 研究設備の有効利用について一層推進するとともに，共同利用機器整備を進め，利用のための基本情報の管理・公開を強化する。

No. 200

- 松江キャンパスについては，「ゾーニング計画」に基づき，道路，歩道，駐輪場，駐車場等の整備を計画的に実施する。
- 出雲キャンパスについては，病院再開発計画及び交通計画に整合した道路，駐車場等の整備を計画的に実施する。

No. 201

- 松江キャンパスについては、学生支援センター、総合理工学部、教養講義室棟の環境整備を順次実施する。
- 出雲キャンパスについては、医学部共同研究棟改修時に院生研究室の生活環境整備を順次実施する。

No. 202

- 病院再開発に関し、基本構想の基に病棟増築工事に着手するとともに、既存建物の改修計画等の検討を進める。

2 キャンパスアメニティの向上, エコロジーキャンパス, キャンパス緑化等を推進し, 豊かなキャンパスづくりを図る。

No. 203, 204

- 松江キャンパスでは、「ゾーニング計画」と整合した駐輪場、アメニティースペースの整備を計画的に実施する。
- 松江・出雲両キャンパスにおいて、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルにより、安全で快適なキャンパス環境の向上を目指し、学内交通ルールの周知・徹底を図る。

3 ユニバーサルデザイン, 環境保全等の社会的要請に十分配慮する。

No. 205

- 松江キャンパスについては、教育学部棟のエレベーターを整備する。
- 出雲キャンパスについては、医学部共同研究棟の改修時に身障者対応トイレ、スロープを順次整備する。

4 民間資金等の導入による施設整備やその管理運営等を含め, 特色ある施設整備や施設管理の推進を図る。

No. 206

- 学生寄宿舎の整備に係る市場調査アンケートを踏まえ、引き続き、その整備に取り組む。
- 松江キャンパスの空調設備更新に関して、外部資金導入による整備を検討する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1 研究・実験施設, 教室, 附属病院等における, 安全衛生管理を徹底して, 教職員の健康と安全を守る環境整備と, 学内での事故防止に努める。

No. 207

- 産業医、衛生管理者及び衛生工学衛生管理者による職場巡視結果を踏まえ、改善を要する事項については、施設及び設備の適切な改善策を講ずる。
- 安全衛生管理体制をさらに充実させるため、引き続き、衛生管理者等の養成を実施する。
- 特定化学物質及び有機溶剤を使用する教職員及び学生に対し、安全衛生教育を引き続き実施する。
- 労働安全衛生マネジメントシステムの構築に向けて、組織体制、リスク管理等の検討を行う。

2 化学物質, RI, 実験廃液及び廃棄物処理等の安全管理を図り, 安全で快適な教育研究環境の確保を図る。

No. 208

- 薬品管理システムの試行結果を受け、システム管理の理解を深めるため、教職員、学生に対する説明会を行い、併せてシステム運用対象研究室を拡大する。
- 薬品管理システムの運用に併せて、本学における薬品管理体制の基盤を検討し、有害物質の安全管理体制を整備する。

3 自然災害や人的災害及び原発事故等に対する安全性の確保に努める。

No. 210

- 防災設備の点検及び施設パトロールを計画的に実施し、防災設備の機能点検を行い、併せてインターネットによる地震警報装置等の最新防災設備等の導入について検討する。
- 防災上必要とする防災設備以外の装備品等の導入について検討する。

No. 211

- 危機管理マニュアル及び災害対策マニュアルに基づき、島根県・松江市と連携した防災訓練(原子力, 地震, 風水害, 火災等)を引き続き実施する。
- 教職員及び学生を対象とした, 原子力災害等の防災教育を実施する。
- 防災訓練の検証, 施設の適正管理等, 総合的な観点からキャンパス内の安全性の検証を行い, 危機管理マニュアル及び災害対策マニュアルの見直しを図る。

4 高度情報化を推進するため, 情報資産のセキュリティ対策の充実を図る。

No. 213

- 情報セキュリティ講習会・セミナーを実施し, 学生・教職員への情報セキュリティの啓発及び情報セキュリティ・ポリシーの周知を図る。

No. 214

- 情報セキュリティマニュアル(基本方針から対策基準まで)の評価・見直しを引き続き行い, P D C Aサイクルにより適切な措置をとる。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

28億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(医病)病棟	総額 2,530	施設整備費補助金 (1,463)
・(医病)基幹・環境整備		長期借入金 (1,011)
・内視鏡診断治療システム		国立大学財務・経営センター施設費
・腹部血管造影診断・治療X線システム		交付金 (56)
・小規模改修		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

注) 附帯事務費含む。

2 人事に関する計画

- ・ 特定の研究分野について任期を付した教員に係る給与体系について年俸制を検討する。
- ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、引き続き平成17年度人件費予算相当額の概ね1%の人件費の削減を図る。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 1,365人

また、任期付職員数(注)の見込みを221人とする。

(注) 教育職員の任期に関する規程による任期付教員

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込 14,722百万円 (退職手当は除く)

(別紙)

○予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

(別紙)予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,671
施設整備費補助金	1,463
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	83
国立大学財務経営センター施設費交付金	56
自己収入	14,210
授業料及び入学金検定料収入	3,620
附属病院収入	10,434
財産処分収入	0
雑収入	156
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	882
引当金取崩	0
長期借入金収入	1,011
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	530
計	28,906
支出	
業務費	22,004
教育研究経費	12,224
診療経費	9,780
一般管理費	2,473
施設整備費	2,530
船舶建造費	0
補助金等	83
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	882
貸付金	0
長期借入金償還金	934
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	28,906

「施設整備費補助金」のうち、平成20年度当初予算額138百万円、前年度よりの繰越額1,325百万円

〔人件費の見積もり〕

期間中総額 14,722百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 11,542百万円)

注)「産学連携等研究収入及び寄付金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額5,538万円。

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	25,673
業務費	23,925
教育研究経費	2,599
診療経費	5,204
受託研究費等	464
役員人件費	107
教員人件費	8,563
職員人件費	6,988
一般管理費	690
財務費用	206
雑損	0
減価償却費	852
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	26,048
運営費交付金	10,395
授業料収入	2,992
入学金収益	439
検定料収益	123
附属病院収益	10,434
受託研究等収益	464
補助金等収益	75
寄附金収益	386
財務収益	0
雑益	156
資産見返運営費交付金戻入	152
資産見返補助金等戻入	8
資産見返寄附金戻入	26
資産見返物品受贈額戻入	398
臨時利益	0
純利益	375
目的積立金取崩益	85
総利益	460

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	33,785
業務活動による支出	24,359
投資活動による支出	3,356
財務活動による支出	934
翌年度への繰越金	5,136
資金収入	33,785
業務活動による収入	25,845
運営費交付金による収入	10,671
授業料及び入学金検定料による収入	3,620
附属病院収入	10,434
受託研究等収入	464
補助金等収入	83
寄附金収入	417
その他の収入	156
投資活動による収入	1,519
施設費による収入	1,519
その他の収入	0
財務活動による収入	1,012
前年度よりの繰越金	5,409

別表(学部の学科, 研究科の専攻等)

法文学部	法経学科	360 人	
	社会文化学科	280 人	
	言語文化学科	260 人	
	編入学	20 人	
教育学部	学校教育課程	680 人	
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)	
医学部	医学科	510 人	
	(うち医師養成に係る分野)	510 人)	
	編入学	40 人	
	(うち医師養成に係る分野)	40 人)	
	看護学科	240 人	
総合理工学部	編入学	20 人	
	物質科学科	520 人	
	地球資源環境学科	200 人	
	数理・情報システム学科	400 人	
	電子制御システム工学科	320 人	
	材料プロセス工学科	160 人	
	編入学	40 人	
生物資源科学部	生物科学科	120 人	
	生態環境科学科	180 人	
	生命工学科	160 人	
	農業生産学科	120 人	
	地域開発科学科	220 人	
	編入学	40 人	
人文社会科学研究科	法経専攻	12 人	
	(うち修士課程)	12 人)	
	言語・社会文化専攻	12 人	
	(うち修士課程)	12 人)	
	教育学研究科	教育実践開発専攻	20 人
		(うち修士課程)	20 人)
		教育内容開発専攻	20 人
		(うち修士課程)	20 人)
		学校教育専攻	5 人
	(うち修士課程)	5 人)	
	医学系研究科	教科教育専攻	30 人
		(うち修士課程)	30 人)
医科学専攻		60 人	
(うち修士課程)		30 人)	
(うち博士課程)		30 人)	
看護学専攻		24 人	
(うち修士課程)	24 人)		
	形態系専攻	24 人	
	(うち博士課程)	24 人)	

総合理工学研究科	機能系専攻	45 人
	（うち博士課程	45 人）
	生態系専攻	21 人
	（うち博士課程	21 人）
	物質科学専攻	72 人
	（うち修士課程	72 人）
	地球資源環境学専攻	28 人
	（うち修士課程	28 人）
	数理・情報システム学専攻	56 人
	（うち修士課程	56 人）
	電子制御システム工学専攻	44 人
	（うち修士課程	44 人）
	材料プロセス工学専攻	24 人
	（うち修士課程	24 人）
	マテリアル創成工学専攻	18 人
（うち博士課程	18 人）	
生物資源科学研究科	電子機能システム工学専攻	18 人
	（うち博士課程	18 人）
	生物生命科学専攻	20 人
	（うち修士課程	20 人）
	農林生産科学専攻	22 人
	（うち修士課程	22 人）
	環境資源科学専攻	18 人
	（うち修士課程	18 人）
	生物科学専攻	12 人
	（うち修士課程	12 人）
	生態環境科学専攻	18 人
	（うち修士課程	18 人）
	生命工学専攻	12 人
	（うち修士課程	12 人）
	農業生産学専攻	12 人
（うち修士課程	12 人）	
法務研究科	地域開発科学専攻	22 人
	（うち修士課程	22 人）
	法曹養成専攻	90 人
	（うち専門職学位課程	90 人）
附属幼稚園	110人	
附属小学校	学級数 4	
	普通学級	
	500人	
	学級数 17	
	特別支援学級	
	16人	
	学級数 2	

附属中学校	普通学級
	460人
	学級数 12
	特別支援学級
8人	
学級数 1	